

第4章（各論）

第2次一括法（厚生労働省・環境省関係）

下山憲治

一 沿革、経緯（研究会・審議会・国会での審議など）

（1）はじめに

いわゆる地域主権改革関連3法案（地域主権改革一括法案、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法一部改正法案）が修正を経て成立し、つぎなる取り組みとして、平成22年6月に、新たな義務づけ・枠付けの見直し、都道府県から市区町村への権限委譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化などを含む「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、そのうち基礎自治体への権限委譲と義務づけ・枠付けの見直しを具体化するものが第2次一括法である。

基礎自治体への権限委譲は、平成20年5月の地方分権改革推進委員会第1次勧告では、「基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地域における行政の総合的な実施の役割を担わせる」という基礎自治体優先を基本原則として、権限委譲を行うべき事務が具体的に示された。第2次勧告・第3次勧告では、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みの構築という視点から、自治事務のうち、法令の義務づけ・枠付けによって、条例で自主的に定める余地を認めていないもの見直しを行い、①施設・公物設置管理の基準、②協議、同意、許可・認可・承認、③計画等の策定及びその手続について、問題があるとされたものの具体的に講ずべき措置が提言されていた。第1次一括法及び第2次一括法により地方分権推進委員会第3次勧告で見直すべきとされた義務付け・枠付けは対応済となる（なお、地方分権推進委員会第2次勧告で見直すべきとされた義務付け・枠付けのうち、地方からの提言等に係る事項等については、既に対応方針を閣議決定しており、地域主権推進一括法案（第3次）として平成24年通常国会に提出）。

（2）第1次勧告まで

地方分権推進委員会は、「分権型社会への転換」、「地方の活力を高め、強い地方を創出」、「地方の税財政基盤の確立」、「簡素で効率的な筋肉質の行財政システム」、「自己決定・自己責任、受益と負担の明確化により地方を主役に」という方向性を示した「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方―地方が主役の国づくり―」（平成19年5月30日）をまとめた。そのなかで、地方分権改革推進のための基本原則として、（1）基礎自治体優先（補完性・近接性の原理にしたがい、ニアイズベターの観点に立って地方自治体、とくに基礎自治体を優先する）、（2）明快、簡素・効率（明快な国と地方の役割分担を確立するとともに、「官から民へ」の考え方にもとづき、国・地方を通じ、無駄と重

複を排除した、簡素で効率的な行政を実現する）、（３）自由と責任、自立と連帯（地方の行政及び税財政の基盤を確立し、自由度を拡大して、地方自治体が責任をもって行政を実施するとともに、自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帯によって支え合う仕組みを実現する）、（４）受益と負担の明確化（（３）とあわせて、受益と負担の明確化により、住民が主体的に政策の選択と決定を行うようにする）、そして、（５）透明性の向上と住民本位（情報公開を徹底して、行政の透明性を向上させるとともに、首長と議会がそれぞれの機能を十分に発揮することでガバナンスを強化し、また住民参加の促進やNPOなどとのパートナーシップを確立して、真に住民のための地方分権改革を実現する）の５つを挙げた。

以上の方向性及び基本原則に従い、国と地方の役割分担の徹底した見直し等の具体化として、

イ 権限移譲の推進

- ・役割分担原則の徹底にもとづいた国から地方へのさらなる権限移譲の推進
- ・現在進められている「平成の大合併」を踏まえ、都道府県からの移譲も含め、基礎自治体への権限移譲の推進

ウ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- ・個別法令による地方自治体に対する事務の義務付けについて、撤廃・緩和するよう見直し
- ・事務事業の執行方法・執行体制に関する枠付けについて、条例等によるよう見直し
- ・地方自治体が処理する事務について、企画立案から管理執行に至るまで地方自治体が責任を持つことができるよう見直し
- ・条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大

を重点的に調査審議していくこととされた。

次に、地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」（平成19年11月16日）では、前記「基本的な考え方」による今後の審議の方向性を明確化させるものである。

そこでの義務づけ・枠付け及び権限委譲については、地方分権改革の推進にあたっては、分権型社会において基礎自治体が中心的な役割を担うことも踏まえつつ、法制的な観点から、「地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題を含めて自らの責任において行政を実施する仕組みを構築すること」を目標に、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、権限委譲について、具体的に、厚生労働省関係および環境省関係について、次のように指摘している。

①福祉・保健

〔福祉施設に関する基準〕

各種福祉施設については、一定水準以上の処遇と生活の質を確保する観点から、全国一律の遵守すべき最低基準として、職員の配置や床面積、廊下幅、設けるべき部屋・設備などの施設設備等の基準が定められている。

これらの基準については、例えば特別養護老人ホームの場合には、1人あたり床面積要件の制限により現在政策的に進められている療養病床からの転換がはかりづらい、同様に保育所の場合には、山間地域においては廃校舎等を有効活用した設置が難しい、など地域の実情に応じたサービスの提供が困難となっている、という意見が出されている。

全国一律の基準という位置付けについては、個々の現場における実情が異なるにもかかわらず、画一的に適用し、例外を認めないというのであれば、地域住民の具体的な福祉サービスに対する多様なニーズに応えられない状況が生まれてしまう。これは、地域の知恵と創意工夫を生み出す芽を摘み取ってしまうことにほかならない。国は、全国一律の基準を設けて遵守させるのではなく、標準的な基準を設けることにとどめるべきである。

さらに、最低基準という位置付けについても、昭和20年代に定められた保育所の基準については今や科学的な根拠がなく、療養病床の転換にあたって廊下幅等については基準の緩和措置が採られていることなどを見ても、もはや合理性・客観性のある最低基準とはいえない。

したがって、各種福祉施設に関する基準については、国は標準を示し、地域の実情に応じて地方自治体が責任を持って判断を行い、地域ごとに条例により独自の基準を設定することができるようにすべきである。その際、老人福祉施設に関する都道府県の設置認可等の市町村への権限移譲についても検討すべきである。

こうした全国一律の基準設定に関する問題は、福祉施設の設置運営に限られず、介護保険事業者の指定や介護保険の運営に関する基準等についても指摘されているところであり、これらの点もあわせて検討すべきものである。

また、全国一律の基準設定について地方自治体の条例により異なる定めをすることができるようにすることは、福祉分野のみならず他の行政分野も含めて、(1)①の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の観点からも極めて重要な課題である。

[民生委員]

民生委員の選任にあたっては、市町村が推薦した者を都道府県の審査・推薦を経て、厚生労働大臣が委嘱することとなっている。地域福祉活動の大きな担い手である民生委員の職務にかんがみれば地方自治体の首長による委嘱がふさわしいという意見もある一方で、民生委員の活動の遂行にあたり、厚生労働大臣による委嘱が使命感・責任感を高めることにつながっているとの指摘もなされている。特に欠員補充の場合の手続に長期を要し、地域福祉活動に支障を生じているということが指摘されている。

地域福祉活動の円滑な遂行のため、欠員補充を含めた委嘱手続の迅速化・効率化が不可欠であり、手続を簡略化すべきである。その際、政令指定都市や中核市においては、都道府県の権限が移譲された地方社会福祉審議会専門分科会と市町村が設置する民生委員推薦会の両方の手続が必要とされていることについても見直すべきである。

[保健所の設置基準等]

保健所は都道府県、政令指定都市、中核市、政令で定める市又は特別区が設置することとされている。このうち、政令で定める場合の個別協議の要件が不明確であることから、要件を明確に定めるべきである。その際、市町村合併の進展等により、都道府県の保健所の所管区域が、「虫食い」、「飛び地」のような状況となっているところもあり、住民の利便性向上等の観点から、市町村への権限移譲を進めて広域連合等の共同処理方式による設置も活用すべきである。

児童相談所についても同様に、設置要件の明確化、市町村への権限移譲について検討すべきである。

[保健所長の医師資格要件]

保健所の所長は法律により医師でなければならないとされている。これについては、所長には地域において健康や衛生に関する深刻な問題が発生した際の対応能力等が求められており、日頃から関係

団体などと医学的知識にもとづく情報交換、調整が必要なので、公衆衛生に精通した医師であることが必要との理由が示されている。

この医師資格要件については、平成 16 年に医師以外の者も所長となり得る特例措置が設けられたが、要件が医師同等水準と限定されていることもあり、これまで適用の実績はない。

危機管理を念頭においても、保健所に医師を配置したうえで、所長は公衆衛生行政に精通した、管理能力のある職員が就くことで十分対応が可能であり、特例措置による対応ではなく、医師資格要件そのものを廃止すべきである。

②労働

〔無料職業紹介事業・労働基準行政等〕

無料職業紹介事業や労働基準行政等労働行政における国と地方の役割分担については、都道府県労働局など地方支分部局のあり方とともに、以下の点も踏まえ、引き続き検討を行う。

- ・無料職業紹介事業については、ILO 第 88 号条約の当該条項を「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される」と訳していることを根拠に、同事業は国が行うべきものとの説明がなされている。しかしながら同条項の訳は、昭和 23 年の同条約の採択時のものであり、こうした半世紀以上前の訳に依拠すべきではない。また、ハローワークについて市場化テストの実施が予定されているが、無料職業紹介事業を都道府県に移譲することについて、所管省は、国の機関の全国ネットワークにより全国斉一的に実施することが最も効率的としている。しかし、既に同事業を実施している都道府県は多いこともあり、ハローワークを移譲して国の一定の関与のもとに整備したネットワークにより、地方の雇用・労働情勢を熟知した都道府県が効率的に実施すべきである。

- ・個別労使紛争解決事業については、福祉等関連部門と連携することで柔軟な対応が可能となり利用者のサービス向上につながると考えられることから、都道府県に一元化すべきである。

- ・労働基準行政については、国において統一的な基準を策定し、指導監督することとどめ、具体的な運用は都道府県が行うという体制も考えられる。

- ・国（独立行政法人雇用・能力開発機構）と都道府県の双方で実施している短期職業訓練については、その内容において大きな差異はなく、都道府県で一元的に実施すべきである。

⑦環境

〔総量削減計画〕

環境規制（大気、水質、ダイオキシン類）に関して都道府県知事が定める総量削減計画については、策定時に国への協議・同意が義務付けられている。これについては、国の基本方針や施策との整合性の確保や隣接地域間の相互の影響等を踏まえた調整等のためには協議をもって足りるのではないかと考えられ、同意は廃止すべきである。

〔公害規制事務の権限移譲〕

各種公害規制法においては、各種規制事務を法令上特定の市の事務としているものがあるが、例えば大気汚染防止法では原則中核市までに、水質汚濁防止法では原則特例市までというように、同一の施設が規制対象になるにもかかわらず行政側の事務の主体が異なり、事業者にも負担を課することとなっている事例が見られる。

こうした法律のなかには、さらに政令で個別の地方自治体を指定しているものもある。また、これら法令の規定とは別に、都道府県の事務処理特例条例において独自に権限移譲をしている例もある。

公害規制事務の処理においては、関連する法律間において権限の主体が異なると、各種の社会経済活動に与える影響も大きい。このため、関連する法律における整合性をはかるとともに、政令による個別指定を廃止して、権限移譲すべき市町村の範囲を拡大すべきである。

（３）基礎自治体への権限委譲（第 1 次勧告）

義務づけ・枠づけについては、第 1 次一括法と地域分権改革推進計画策定後、第 1 次一

括法制定までは同様であるから、地域主権戦略大綱から第2次一括法制定までをまとめることとする。他方で、権限移譲については、地方分権改革推進委員会『第1次勧告』（平成20年5月28日）で、厚生労働省及び環境省関連分野について、つぎのように「基礎自治体への権限移譲の方針」が示されていたことからはじめたい。

【福祉分野】

- すでに中核市で処理している事務、及び都道府県・指定都市で処理している事務であってもすでに市が処理している事務と密接に関連する事務については、「市」（対象の散在性から広域的に処理する必要がある事務にあつてはその散在性に応じて「中核市」、「特例市」）まで移譲する。
- 指定介護保険事業者の指定、指導監督等に係る事務については「市」まで、指定障害福祉サービス事業者の指定・指導監督等に係る事務については「中核市」まで、それぞれ移譲（指定に限り都道府県同意）する。
- 都道府県と市の協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直す。

【医療・保健・衛生分野】

- すでに保健所設置市で処理している事務であつて、身近なところで処理することによりきめの細かい対応が可能なものについて、「市」まで移譲する。
- すでに保健所設置市で一部の対象に係る事務を処理している場合における他の対象に係る事務であつて、その目的・効果が当該団体の区域を越えないもの、及びすでに届出・許可・指導監督等の事務が保健所設置市で処理されている場合における基準設定事務について、「保健所設置市」まで移譲する。
- 都道府県と市の協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、保健所設置市の政令による指定手続等を見直す。

【公害規制分野】

- 大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち、その事務の処理に高い専門性が必要なものについては、その目的・効果が当該団体の区域を越えるものであつて基準を明確にすることが困難であるため、公害の状況に応じた臨機応変な対応の必要性が高いものを除き、「特例市」まで移譲する。
- 大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち上記以外のもの、及び騒音等の身近な公害に係る規制地域、規制基準の設定等に係る事務については、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものを「市」まで移譲する。

【その他】

- 墓地、火葬場等の経営の許可、指導監督に係る事務について、「市」まで移譲する。

【福祉分野】

<基礎自治体への権限移譲の方針>（再掲）

- すでに中核市で処理している事務（①）、及び都道府県・指定都市で処理している事務であってもすでに市が処理している事務と密接に関連する事務（②）については、「市」（対象の散在性から広域的に処理する必要がある事務にあってはその散在性に応じて「中核市」「特例市」）まで移譲する。
- 指定介護保険事業者の指定、指導監督等に係る事務については「市」まで、指定障害福祉サービス事業者の指定・指導監督等に係る事務については「中核市」まで、それぞれ移譲（指定に限り都道府県同意）する。（③）
- 都道府県と市の協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直す。（④）

<基礎自治体への権限移譲を行うべき事務>

法令名	条 項	事務内容	移譲先 ^{※1}	移譲の方針 ^{※2}
老人福祉法	15	4 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置の認可	市	①
	18	2 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの長からの報告徴収、質問及び立入検査		
	19	1 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの事業停止命令又は認可の取消し等		
	15	2 老人デイサービスセンター等の設置の届出受理		
	18	1 老人デイサービスセンター等設置者からの報告徴収、質問及び立入検査		
	18 の 2	2 老人デイサービスセンター等に対する業務改善命令、停止命令等		
	14	老人居宅生活支援事業の開始の届出受理		
	18	1 老人居宅生活支援事業者等からの報告徴収、質問及び立入検査		
	18 の 2	2 老人居宅生活支援事業等の制限及び停止の命令		
	29	1 有料老人ホームの設置の届出受理		
29	6 有料老人ホーム設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査			
29	8 有料老人ホーム設置者に対する改善命令			
児童福祉法	35	4 児童福祉施設の設置の認可	市	①、②
	46	1 児童福祉施設の設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査		
	46	4 児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令		
	58	児童福祉施設の認可取消し	特例市 (保育所、児童館、認可外保育施設)	
	59 の 2	1 認可外保育施設の事業開始の届出受理		
	59	1 認可外保育施設の設置者等からの報告徴収、質問及び立入調査		
	59	3 認可外保育施設の設置者に対する設備等の改善その他の勧告		
59	5 認可外保育施設の事業停止又は施設閉鎖の命令	(助産施設、母子生活支援施設)		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

法令名	条 項	事務内容	移譲先 ^{※1}	移譲の方針 ^{※2}
社会福祉法	62	1 第一種社会福祉事業の開始の届出受理	市 (軽費老人ホーム、老人福祉センター、隣保事業、放課後児童健全育成事業)	①
	62	2 第一種社会福祉事業の許可		
	69	1 第二種社会福祉事業の開始の届出受理		
	70	社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等		
	72	1 社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し		
	31	1 社会福祉法人の定款の認可	市	①
	56	1 社会福祉法人に対する報告徴収及び検査		
	56	3 社会福祉法人に対する業務停止命令等		
	56	4 社会福祉法人の解散命令		
身体障害者福祉法	15	4 身体障害者手帳の交付	市	①
	12 の 3	1 身体障害者相談員への委託による相談・指導等		
知的障害者福祉法	15 の 2	1 知的障害者相談員への委託による相談・指導等	市	①
障害者自立支援法	54	1 育成医療費の支給の認定	市	①
	58	1 育成医療費の支給		
母子及び寡婦福祉法	13	母子福祉資金の貸付け	市	①
	32	寡婦福祉資金の貸付け		
介護保険法	41	1 指定居宅サービス事業者の指定	市 (指定に限り都道府県同意)	③
	76	1 指定居宅サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等		
	76 の 2	3 指定居宅サービス事業者に対する措置命令		
	77	1 指定居宅サービス事業者の指定の取消し等		
	48	1 指定介護老人福祉施設の指定		
	90	1 指定介護老人福祉施設開設者等に対する報告命令、立入検査等		
	91 の 2	3 指定介護老人福祉施設開設者に対する措置命令		
	92	1 指定介護老人福祉施設の指定の取消し等		
	94	1 介護老人保健施設の開設の許可		
	100	1 介護老人保健施設開設者等に対する報告命令、立入検査等		
	103	3 介護老人保健施設開設者に対する措置命令等		
	104	1 介護老人保健施設の開設許可の取消し等		
48	1 指定介護療養型医療施設の指定			

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

法令名	条 項	事務内容	移譲先 ^{※1}	移譲の方針 ^{※2}
介護保険法	112	1 指定介護療養型医療施設開設者等に対する報告命令、立入検査等	市 (指定に限り 都道府県同意)	③
	113 の 2	3 指定介護療養型医療施設開設者に対する措置命令		
	114	1 指定介護療養型医療施設の指定の取消し等		
障害者自立支援法	29	1 指定障害福祉サービス事業者の指定	中核市 (指定に限り 都道府県同意)	③
	48	1 指定障害福祉サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等		
	49	1 指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告		
	50	1 指定障害福祉サービス事業者の指定取消し等		
	29	1 指定障害者支援施設の指定		
	48	3 指定障害者支援施設の設置者等に対する報告命令、立入検査等		
	49	2 指定障害者支援施設の設置者に対する基準遵守勧告		
	50	3 指定障害者支援施設の指定取消し等		
	32	1 指定相談支援事業者の指定		
	48	4 指定相談支援事業者等に対する報告命令、立入検査等		
	49	3 指定相談支援事業者に対する基準遵守勧告		
	50	4 指定相談支援事業者の指定取消し等		

<設置市町村の範囲を見直すべき機関等>

組織	法令名	条 項	事務内容	見直し案	移譲の方針 ^{※2}
児童相談所	児童福祉法	59 の 4	1 政令で定める市における児童相談所の設置(施行令第45条の2)	政令による指定 手続等を見直す	④

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市
なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

【医療・保健・衛生分野】

＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- すでに保健所設置市で処理している事務であって、身近なところで処理することによりきめの細かい対応が可能なものについて、「市」まで移譲する。（①）
- すでに保健所設置市で一部の対象に係る事務を処理している場合における他の対象に係る事務であって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないもの（②）、及びすでに届出・許可・指導監督等の事務が保健所設置市で処理されている場合における基準設定事務（③）について、「保健所設置市」まで移譲する。
- 都道府県と市の協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、保健所設置市の政令による指定手続等を見直す。（④）

＜基礎自治体への権限移譲を行うべき事務＞

法令名	条 項	事務内容	移譲先 ^{※1}	移譲の方針 ^{※2}
母子保健法	18	低体重児の届出受理	市	①
	19	1 未熟児の訪問指導		
	20	1 未熟児養育医療の給付等		
薬事法	4	1 薬局の開設の許可	保健所設置市	②
	12	1 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可		
	13	1 薬局製造販売医薬品の製造業の許可		
	69	2 薬局開設者等からの報告徴収及び質問、立入検査		
	70	1 薬局開設者等に対する廃棄等の措置命令		
	72	4 薬局開設者等に対する構造設備の改善命令又は使用禁止命令		
75	1 薬局開設者等に対する業務の停止命令及び許可の取消し			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	38	2 結核指定医療機関の指定	保健所設置市	②
	43	1 結核指定医療機関の管理者からの報告徴収、立入検査		
	38	9 結核指定医療機関の指定取消し		
水道法	34	1 専用水道の給水開始の届出受理(法第13条第1項準用)	市	①
	32	専用水道の布設工事の設計の確認		
	39	2 専用水道設置者からの報告徴収、立入検査等		
	37	専用水道の給水停止命令		
	39	3 簡易専用水道設置者からの報告徴収、立入検査等		
	37	簡易専用水道の給水停止命令		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

法令名	条	項	事務内容	移譲先 ^{※1}	移譲の方針 ^{※2}
毒物及び劇物取締法	22	1	業務上取扱者の届出の受理	保健所設置市	②
	22	4	業務上取扱者に対する廃棄物の回収等の命令(第15条の3を準用)		
	22	4	届出を要する業務上取扱者からの報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物等の収去(第17条第2項を準用)		
	22	4	不適当な業務上取扱者の変更命令(第19条第3項を準用)		
	22	5	届出を要しない業務上取扱者からの報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物等の収去(第17条第2項を準用)		
	22	6	違反していると認める業務上取扱者等に対する必要な措置の命令		
旅館業法	3	2	施設の構造設備の基準の設定(施行令第1条)(条例制定)	保健所設置市	③
	3	3	(設置場所の要件)社会教育施設で学校・児童福祉施設に類するもの(第3号)の指定(条例制定)		
	4	2	衛生措置の基準の設定(条例制定)		
	5		宿泊を拒むことができる事由(第3号)の指定(条例制定)		
理容師法	6	2	理容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(施行令第4条第3号・条例制定)	保健所設置市	③
	9		業務に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)		
	12		施設に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)		
美容師法	7		美容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(施行令第4条第3号・条例制定)	保健所設置市	③
	8		業務に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)		
	13		施設に関する衛生措置(第4号)の基準(条例制定)		
クリーニング業法	3	3	クリーニング業を営む者が講ずべき措置(第6号)の基準(条例制定)	保健所設置市	③
興行場法	2	2	構造設備等の基準の設定(条例制定)	保健所設置市	③
	3	2	衛生措置の基準の設定(条例制定)		
公衆浴場法	2	3	公衆浴場の配置基準の設定(条例制定)	保健所設置市	③
	3	2	衛生及び風紀に必要な措置の基準の設定(条例制定)		

<設置市町村の範囲を見直すべき機関等>

組織	法令名	条	項	事務内容	見直し案	移譲の方針 ^{※2}
保健所	地域保健法	5	1	政令で定める市における保健所の設置(施行令第1条第1項第3号)	政令による指定 手続等を見直す	④

※1 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。

【公害規制分野】

＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- 大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち、その事務の処理に高い専門性が必要なものについては、その目的・効果が当該団体の区域を越えるものであって基準を明確にすることが困難であるため、公害の状況に応じた臨機応変な対応の必要性が高いものを除き、「特例市」まで移譲する。（①）
- 大気汚染等の防止のための個別の施設、事業所等への指導監督等の事務のうち上記以外のもの（②）、及び騒音等の身近な公害に係る規制地域、規制基準の設定等に係る事務（③）については、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものを「市」まで移譲する。

＜基礎自治体への権限移譲を行うべき事務＞

法令名	条 項	事務内容	移譲先 ^{※1}	移譲の方針 ^{※2}
大気汚染防止法	6	1 ばい煙発生施設の設置の届出の受理	特例市	①
	9	届出されたばい煙発生施設の計画変更命令		
	9の2	届出された特定工場等の指定ばい煙の処理の方法の改善その他の措置の命令		
	14	1 ばい煙発生施設に対する改善命令等		
	14	3 特定工場等の指定ばい煙の処理の方法の改善その他の措置の命令		
	17の4	1 揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理		
	17の7	届出された揮発性有機化合物排出施設の計画変更命令		
	17の10	揮発性有機化合物排出施設に対する改善命令等		
	18	1 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理		
	18の4	一般粉じん発生施設の基準適合命令等		
	18の6	1 特定粉じん発生施設の設置の届出の受理		
	18の8	届出された特定粉じん発生施設の計画変更命令		
	18の11	特定粉じん発生施設に対する改善命令等		
	18の15	1 特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理		
	18の16	特定粉じん排出等作業の計画変更命令		
	18の18	特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令等		
	22	1 大気汚染の状況の常時監視		
26	1 報告の要求及び立入検査			
附	10 指定物質排出施設に対する排出抑制勧告			
附	11 指定物質排出施設に対する報告の要求			
ダイオキシン類対策特別措置法	12	1 特定施設の設置の届出の受理	特例市	①
	15	届出された特定施設の計画変更命令		
	16	届出された総量規制基準適用事業場の計画変更命令		
	22	1 特定施設に対する改善命令・一時停止命令		
	22	3 総量規制基準適用事業場に対する改善等の命令		
	26	1 ダイオキシン類による汚染状況の常時監視		
	27	1 ダイオキシン類による汚染状況の調査測定		
34	1 特定施設に関する報告の要求と特定事業場への立入検査			

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

法令名	条	項	事務内容	移譲先 ^{※1}	移譲の方針 ^{※2}
特定工場における 公害防止組織の 整備に関する法律	3	3	公害防止統括者の選任・解任の届出の受理	特例市	①
	4	3	公害防止管理者の選任・解任の届出の受理(法第3条第3項を準用)		
	5	3	公害防止主任管理者の選任・解任の届出の受理(法第3条第3項を準用)		
	10		公害防止統括者等の解任命令		
	11	1	特定事業者に対する、公害防止統括者等の職務実施状況の報告要求及び立入検査		
浄化槽法	5	1	浄化槽の設置等の届出の受理	市	②
	5	2	浄化槽の設置等の計画に係る勧告		
	5	4	届出の内容が相当であると認める旨の通知		
	7	2	設置後等の水質検査実施報告の受理		
	7の2	1	設置後等の水質検査についての指導及び助言		
	7の2	2	設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告		
	7の2	3	設置後等の水質検査についての措置命令		
	11	2	定期検査実施報告の受理		
	11の2		廃止の届出の受理		
	12	1	助言、指導又は勧告		
	12	2	改善命令又は使用停止命令		
	12の2	1	水質の定期検査についての指導及び助言		
	12の2	2	水質の定期検査を受けるべき旨の勧告		
	12の2	3	水質の定期検査についての措置命令		
53	1	報告徴収			
53	2	立入検査及び質問			
環境基本法	16	2	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	市	③
騒音規制法	3	1	規制地域の指定	市	③
	4	1	規制基準の設定		
	18	1	自動車騒音の状況の常時監視		
振動規制法	3	1	規制地域の指定	市	③
	4	1	規制基準の設定		
悪臭防止法	3		規制地域の指定	市	③
	4	1	規制基準の設定		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市
なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の〈基礎自治体への権限移譲の方針〉の該当部分を示している。

【その他】

＜基礎自治体への権限移譲の方針＞（再掲）

- 当該団体の区域内のみに事務所を設置する特定非営利活動法人の設立認証、指導監督に係る事務について、「指定都市」まで移譲する。（①）
- 墓地、火葬場等の経営の許可、指導監督に係る事務について「市」まで移譲する。（②）
- 町・字の区域新設の告示に係る事務について、「市町村」まで移譲する。（③）

＜基礎自治体への権限移譲を行うべき事務＞

法令名	条 項	事務内容	移譲先 ^{※1}	移譲の方針 ^{※2}
特定非営利活動促進法	10	1 法人設立の認証	指定都市	①
	25	3 定款変更の認証		
	29	1 事業報告書の受理等		
	31	2 法人解散の認定		
	34	3 法人合併の認証		
	41	1 報告徴収及び立入検査		
	42	改善命令		
	43	1 法人認証の取り消し		
墓地、埋葬等に関する法律	10	1 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	市	②
	10	2 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更及び墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可		
	18	1 立入検査及び報告の要求		
	19	施設の整備改善、使用制限若しくは禁止命令又は許可の取消し		
地方自治法	260	1 町又は字の区域の新設等の届出受理	市町村	③
	260	2 町又は字の区域の新設等の告示		

※1 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市
 なお、すでに法令上、事務を処理している市を含む。

※2 丸数字は、当該分野の＜基礎自治体への権限移譲の方針＞の該当部分を示している。

(4) 地域主権戦略大綱制定まで（義務づけ・枠付けの第2次見直しと権限委譲）

平成21年12月15日に地方分権改革推進計画は、地方要望を中心に63項目（121条項）の義務付け・枠付けの見直しを示し、これを盛り込んだ地域主権改革推進一括法案等が平成22年通常国会に提出された。そして、その後、第3次勧告（地方分権改革推進委員会）のうち、第1次見直しの残りの義務付け・枠付け340項目（751条項）について、見直しの対象として、

(a) 自治体の施設であるにもかかわらず、国が設置・管理の基準を設定

→自治体が条例で定める

(b) 自治体の事務であるにもかかわらず、国が協議、同意、許可などの関与

→国・県の関与を廃止、見直し

(c) 自治体の事務であるにもかかわらず、多くの計画を策定させ個別に国の政策に誘導等

→計画の廃止、義務付けの緩和

が示され、各府省に要請し、対応が照会された。同年3月下旬の各府省からの回答後、戦略会議の議論・政治折衝が行われることとされた。

「義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し分）」の回答状況（項目ベース）（平成22年3月31日内閣府地域主権戦略室作成）によれば、厚生労働省は、見直しをする対象が43項目のうち、33項目（77%）が見直しを実施するもの（そのうち28項目が勧告どおり実施、5項目がその一部を実施する）であり、環境省は、見直しをする対象が47項目のうち、36項目（77%）が見直しを実施するもの（そのうち9項目が勧告どおり実施、27項目がその一部を実施する）とされている。

見直しを実施するとの回答がなかった主な例とその理由には、施策の重要性・緊急性の観点から困難との趣旨から動物愛護管理推進計画等が、私人の権利保護、生命・財産の保護、健康の確保の観点から困難との趣旨から食品衛生監視指導計画、がん対策推進計画等が、国の責任の観点から関与が必要との趣旨から国定公園内の工事許可等が、自治体の区域を越える課題の調整の観点から困難との趣旨から、感染症予防計画、鳥獣保護事業計画、都道府県廃棄物処理計画、水質汚濁総量削減計画、窒素酸化物総量削減計画等が挙げられている。

「基礎自治体への権限移譲」の回答状況（項目ベース）では、厚生労働省は、検討対象が25項目、うち8項目（32%）が権限移譲等を行うもの（そのうち、勧告どおり実施が6項目、勧告の一部実施が2項目）であり、環境省は、検討対象が8項目であったが、権限移譲について0（0%）回答であった。実施困難との回答のあった具体例としては、厚生労働省では、特別養護老人ホームの設置認可（中核市まで→市まで）、保育所の設置認可（中核

市まで→市まで）、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定（中核市まで→市まで）、身体障害者手帳の交付（中核市まで→市まで）、未熟児の訪問指導（保健所設置市まで→市まで）及び旅館の衛生措置基準の設定（都道府県→保健所設置市）が、環境省では、ばい煙発生施設の設置の届出受理（中核市等まで→特例市まで）及び騒音に係る規制地域の指定（特例市まで→市まで）がある。全体としては、その理由として、①専門性（事務処理体制、専門的知識、処理能力等）、②効率性（個々の基礎自治体では件数が少ない等）、③広域性（影響が広範囲等）及び④その他（他施策との整合、法改正後間もない等）が挙げられている。

「義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し分）」の取組状況（項目ベース）（平成22年5月24日内閣府地域主権戦略室作成）では、厚生労働省は、検討対象が43項目あり、そのうち38項目(88%)を見直す（うち、勧告どおり見直しが29項目、一部見直しが9項目）こととし、5項目は調整中とされた。環境省は、検討対象が47項目あり、そのうち38項目(81%)を見直す（うち、勧告どおり見直しが10項目、一部見直しが28項目）こととし、9項目は調整中とされた。

「基礎自治体への権限移譲」の取組状況（項目ベース）では、厚生労働省は、検討対象が25項目あり、そのうち20項目(80%)を権限移譲等を行う（うち、勧告どおり16項目、一部実施が4項目）一定の条件が整えば実施する項目が5項目、その他調整中が5項目である。当初ゼロ回答であった環境省は、検討対象である8項目のうち、6項目(75%)を権限移譲等を行う（うち、勧告どおりが3項目、一部実施が3項目）こととし、調整中が2項目である。

上記の見直し・権限移譲等を新たに実施する旨加わったのは、厚生労働省では、有料老人ホーム設置の届出受理（権限移譲）（都道府県→中核市。※勧告は「市」）、育成医療費の支給認定（権限移譲）（中核市まで→市町村まで。※勧告は「市」まで）、指定居宅サービス事業者の指定（権限移譲）（都道府県→中核市。※勧告は「市」）、未熟児の訪問指導（権限移譲）（保健所設置市まで→市町村まで。※勧告は「市」）、旅館、理・美容所などの衛生措置基準の設定（都道府県→保健所設置市）（権限移譲）、墓地、納骨堂、火葬場の経営許可（権限移譲）（中核市まで→市まで）、水道施設布設工事監督職員の配置基準の条例への委任（義務枠）、感染症予防計画の公表義務の廃止（義務枠）であり、環境省では、騒音に係る環境基準の地域類型の指定（都道府県→市）（権限移譲）、騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定（特例市まで→市まで）（権限移譲）、指定猟法禁止区域の標識設置基準の条例への委任（義務枠）である。

引き続き調整中の主な例が、厚生労働省では、・特別養護老人ホーム、保育所の設置認可（権限移譲）、身体障害者手帳の交付（権限移譲）、保育所の利用者基準（義務枠）、

環境省では、・ばい煙発生施設に対する改善命令（権限移譲）がある。

（５）地域戦略大綱

「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）では、義務づけ・枠付けの見直しと権限委譲が、ここで重要となる。この大綱では、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第 2 次見直し）として、次の項目が挙げられている。

ア）義務付け・枠付けの見直し

①施設・公物設置管理の基準の見直し

〔厚生労働省〕

（８）児童福祉法（昭22 法164）

・保育に欠ける具体的要件の基準（24 条及び児童福祉法施行令27 条）については、子ども・子育て新システム検討会議において「保育に欠ける要件の撤廃等」とされたことを踏まえつつ、利用者本位の制度の実現及び地域主権改革の推進の観点から、子ども・子育て新システム全体について検討する中で法改正までに結論を得る。

・指定知的障害児施設等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（24 条の 9 第 2 項 1 号）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）に委任する。条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

（９）食品衛生法（昭22 法233）

・製品検査及び収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備（機械及び器具を含む。以下、この項目において同じ。）及び職員の配置に関する基準（29 条 1 項及び 3 項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、施設の設備に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、検査又は試験のために必要な職員の配置に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

・収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備（機械及び器具を含む。以下、この項目において同じ。）及び職員の配置に関する基準（29 条 2 項及び 3 項）を、条例（制定主体は保健所を設置する市及び特別区）に委任する。

条例制定の基準については、施設の設備に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、検査又は試験のために必要な職員の配置に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

（10）医療法（昭23 法205）

・病院等の病床数算定に当たっての補正の基準（7 条の 2 第 4 項）並びに病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準（7 条の 2 第 5 項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定に関する国の基準の類型については、基準病床数制度の在り方の検討に合わせて、法改正までに結論を得る。

・病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準（18 条）を、条例（制定主体は都道府県、保健所を設置する市及び特別区）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

・病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準（21 条 1 項 1 号）並びに病院の施設に関する基準（21 条 1 項 12 号）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、薬剤師、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士及び栄養士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定、事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定並びに病院の施設に関する基

準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

・療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準（21 条 2 項 1 号）並びに療養病床を有する診療所の施設に関する基準（21 条 2 項 3 号）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、看護師及び准看護師の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定及び療養病床を有する診療所の施設に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

（1 1）生活保護法（昭25 法144）

・保護施設の設備及び運営に関する基準（39 条）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

（1 2）社会福祉法（昭26 法45）

・社会福祉施設の設備及び運営に関する基準（65 条 2 項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

（1 3）水道法（昭32 法177）

・水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準（12 条 1 項）及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準（同条 2 項）を、条例（制定主体は水道事業等を営む地方公共団体）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・水道技術管理者の資格に関する基準（19 条 3 項）を、条例（制定主体は水道事業等を営む地方公共団体）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

（1 4）職業能力開発促進法（昭44 法64）

・公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準（19 条 1 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、訓練生の数に関する規定は、「標準」とし、教科、訓練時間、設備その他の事項に関する規定は、「参酌すべき基準」とする。

・公共職業能力開発施設の長が行う技能照査の対象者に関する基準（21 条 1 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・無料の公共職業訓練の対象者に関する基準（23 条 1 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・公共職業訓練のうち普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準（28 条 1 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

・公共職業訓練のうち高度職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準（30 条の 2 第1項）を、

条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

（15）介護保険法（平9 法123）

・指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（70 条2 項1 号、115 条の2 第2 項1 号）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

・指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（78 条の2 第1 項）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

・指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（78 条の2 第4 項1 号、115 条の12 第2 項1 号）

を、条例（制定主体は市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

・指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（86 条1 項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

・本大綱別紙2 により、都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可については、指定都市及び中核市へ移譲することにとめない、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（74 条1 項、115 条の4 第1 項）、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（74 条2 項、115 条の4 第2 項）並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（88 条1 項、97 条2 項（ただし、医師及び看護師を除く。）、110 条1 項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（88 条2 項、97 条1 項（ただし、療養室、診療室及び機能訓練室を除く。）及び3 項、110 条2 項）を、条例（制定主体は指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の介護保険法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様とする。

（16）障害者自立支援法（平17 法123）

・指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（36 条3 項1 号）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

・本大綱別紙2 により、都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定については、指定都市及び中核市へ移譲することにとめない、指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準（43 条1 項）、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条2 項）、指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準（44 条1 項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（同条2 項）を、条例（制定主体は指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の障害者自立支援法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様とする。

なお、本大綱別紙2 において、児童福祉施設の設置認可等、第一種社会福祉事業の許可等、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置認可等並びに指定居宅サービス事業者等の指定等について、基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うこととしていることから、その場合には、新たに認可、許可及び指定等を行うこととなる地方公共団体が当該施設の基準及びサービス事業者等の指定要件等の基準を条例で制定するための所要の法改正

を行うものとする。

また、食品衛生法、医療法、生活保護法、社会福祉法、介護保険法及び障害者自立支援法における施設等に関する基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する。

〔環境省〕

(26) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

・一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準(21条3項)を、条例(制定主体は市町村)に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(27) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平14法88)

・指定猟法禁止区域及び休猟区に設置する標識の表示に関する基準(15条13項及び34条5項)のうち、寸法に係る基準を、条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

② 協議、同意、許可・認可・承認の見直し

〔厚生労働省〕

(4) 社会福祉法(昭26法45)

・町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止に係る都道府県知事への同意を要する協議(14条8項)は、同意を要しない協議とする。

・市町村の社会福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集に係る都道府県知事の許可(73条1項)は、廃止する。

(5) 職業能力開発促進法(昭44法64)

・都道府県の職業能力開発短期大学校等の設置及び市町村の職業能力開発校の設置に係る厚生労働大臣への同意を要する協議(16条3項)は、廃止する。

・事業主等の行う高度職業訓練が基準に適合する旨の都道府県知事の認定及びその取消しに係る厚生労働大臣への同意を要する協議(24条4項)は、廃止する。

(6) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)

・労働者の募集に係る労働条件その他の募集の内容が記載されている改善計画の認定について、都道府県知事が行う厚生労働大臣への同意を要する協議(4条4項)に関し、当該計画の内容のうち、改善事業の目標、内容、実施時期並びに改善事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(同条2項1号から4号)に係る厚生労働大臣への同意を要する協議は、廃止する。

〔環境省〕

(51) 温泉法(昭23法125)

・都道府県知事が、温泉を工業用に利用する目的で土地を掘削する者に対して許可を行う場合及び工業用に利用する目的で温泉を採取する者に対して温泉の採取の制限を命ずる場合における経済産業局長への協議(3条3項及び12条2項)は、廃止する。

(52) 自然公園法(昭32法161)

・地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体の国立公園に関する公園事業の一部を執行する場合における環境大臣への同意を要する協議(10条2項)は、同意を要しない協議とする。

・都道府県以外の地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体の国定公園に関する公園事業の一部を執行する場合における都道府県知事への同意を要する協議(16条2項)は、同意を要しない協議とする。

・国定公園内の特別地域、特別保護地区及び海城公園地区において国定公園の風致、景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為について都道府県知事が許可を行う場合における環境大臣への同意を要する協議(20条5項、21条5項、22条5項)は、同意を要しない協議とする。

・国定公園内において国定公園の風致又は景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に係る協議を都道府県知事が受けた場合における環境大臣への同意を要する協議（68条2項）は同意を要しない協議とする。

（53）自然環境保全法（昭47法85）

・地方公共団体が原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行する場合における環境大臣への同意を要する協議（16条2項及び24条2項）は、同意を要しない協議とする。

・地方公共団体が原生自然環境保全地域（立入制限地区を含む。）内において許可を要する行為をしようとする場合における環境大臣への同意を要する協議（21条1項）は、同意を要しない協議とする。

（54）瀬戸内海環境保全特別措置法（昭48法110）

・関係府県知事の瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議（4条2項）は、同意を要しない協議とする。

（55）湖沼水質保全特別措置法（昭59法61）

・都道府県知事の湖沼水質保全計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議（4条5項）は、同意を要しない協議とする。

（56）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平4法75）

・地方公共団体が学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で環境大臣の許可の対象となる国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等を行う場合における環境大臣への同意を要する協議（54条2項）は、同意を要しない協議とする。

（57）環境基本法（平5法91）

・関係都道府県知事の公害防止計画の作成に係る環境大臣への同意を要する協議（17条3項）に関し、当該計画の内容のうち、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による財政上の特例措置に係る部分（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等（同法3条）、公害の防止のための事業に係る地方債（同法4条）又は元利償還金の基準財政需要額への算入（同法5条））以外の部分に係る環境大臣への同意を要する協議は、廃止する。

（58）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平14法88）

・地方公共団体が国指定鳥獣保護区において保全事業の一部を行う場合における環境大臣への同意を要する協議（28条の2第3項）は、同意を要しない協議とする。

・都道府県以外の地方公共団体の都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行う場合における都道府県知事への同意を要する協議（28条の2第4項）は、同意を要しない協議とする。

③計画等の策定及びその手続の見直し

〔厚生労働省〕

（14）地域保健法（昭22法101）

・都道府県の人材確保支援計画の内容のうち、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項及び特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に関し都道府県が必要と認める事項に係る規定（21条2項2号及び4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（15）児童福祉法（昭22法164）

・都道府県の児童委員の研修に関する計画の作成義務に係る規定（18条の2）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

・特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の公表に係る規定（56条の8第3項及び56条の9第3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の実施の状況の公表に係る規定（56条の8第4項及び56条の9第5項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。

（16）民生委員法（昭23法198）

・都道府県の民生委員の指導訓練に関する計画の樹立義務に係る規定（18条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（17）社会福祉法（昭26法45）

・都道府県並びに指定都市及び中核市の長が指導監督を行うために必要な計画の樹立義務に係る規定（20条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

・市町村地域福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（107条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・都道府県地域福祉支援計画を策定又は変更する場合における公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（108条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の公表に係る規定（107条、108条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（18）安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）

・都道府県献血推進計画の公表に係る規定（10条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（19）国民健康保険法（昭33法192）

・指定市町村の国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画の策定義務に係る規定（68条の2第3項）は、廃止する。

[措置済み（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平22法35））]

（20）老人福祉法（昭38法133）

・市町村老人福祉計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及びその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20条の8第2項2号及び3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村老人福祉計画を策定する場合における勘案すべき事情に係る規定（20条の8第5項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村老人福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（20条の8第8項）に関し、当該計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及び供給体制の確保に関し必要な事項（同条2項2号及び3号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。

・都道府県老人福祉計画の内容のうち、老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項、老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項並びにその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20条の9第2項2号から4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（21）母子及び寡婦福祉法（昭39法129）

・都道府県等の母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定又は変更する場合における母子福祉団体以外の関係者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（12条1項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・母子家庭及び寡婦自立促進計画の公表に係る規定（12条1項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（22）職業能力開発促進法（昭44法64）

・都道府県職業能力開発計画の策定義務に係る規定（7条1項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

・都道府県職業能力開発計画の案を作成する場合における事業主及び労働者以外の関係者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（7条2項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・都道府県職業能力開発計画の内容に係る規定（7条3項により準用する5条2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県職業能力開発計画の公表に係る規定（7条3項により準用する5条6項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（23）勤労青少年福祉法（昭45法98）

・都道府県勤労青少年福祉事業計画の内容に係る規定（7条3項により準用する6条2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県勤労青少年福祉事業計画の概要の公表に係る規定（7条3項により準用する6条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（24）高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）

・都道府県医療費適正化計画の内容のうち、住民の健康の保持の推進に係る目標に関する事項、医療の効率的な提供に係る目標に関する事項、目標達成のために都道府県が取り組むべき施策に関する事項、目標達成のための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項並びに当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項並びに計画の達成状況の評価に関する事項並びに医療費適正化の推進のために都道府県が必要と認める事項に係る規定（9条2項1号から5号、7号及び8号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県医療費適正化計画の公表に係る規定（9条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（25）地域雇用開発促進法（昭62法23）

・都道府県の地域雇用開発計画の内容のうち、雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項及び雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項に係る規定（5条2項2号及び3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村又は都道府県の地域雇用創造計画の内容のうち、自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項、自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項及び地域雇用創造協議会に関する事項に係る規定（6条2項2号、3号及び5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市区町村の長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事が地域雇用創造計画の案を作成する場合における地域雇用創造協議会の議を経る義務に係る規定（6条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・市区町村の長が地域雇用創造計画の案を作成する場合における関係都道府県知事の意見の聴取（6条4項）は、廃止する。

（26）地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平元法64）

・市町村整備計画の内容のうち、日常生活圏域ごとの当該区域又は当該市町村の区域における公的介護施設等の整備に関する目標、目標を達成するために日常生活圏域又は当該市町村の区域において実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業及びその他厚生労働省令で定める事項に係る規定（4条2項1号（計画期間に係る部分を除く。）、2号ハ及び3号）は、廃止、例示化又は、目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村整備計画の公表に係る規定（4条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（27）水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平6法8）

・都道府県計画の内容のうち、地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定（5条4項5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県計画の公表に係る規定（5条8項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（28）林業労働力の確保の促進に関する法律（平8法45）（農林水産省と共管）

・都道府県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画の内容のうち、林業における経営及び雇用の動向に関する事項、林業労働力の確保の促進に関する方針並びにその他林業労働力の確保の促進に関する事項に係る規定（4条2項1号、2号及び5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（29）介護保険法（平9法123）

・市町村介護保険事業計画の内容のうち、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他

の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項に係る規定（117条2項1号、2号（量の見込みに係る部分を除く。）、3号から5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村介護保険事業計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（117条7項）に関し、当該計画の内容のうち、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項（同条2項1号、2号（量の見込みに係る部分を除く。）、3号から5号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。

・都道府県介護保険事業支援計画の内容のうち、介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項、介護サービス情報の公表に関する事項、介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事項その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項に係る規定（118条第2項2号から6号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（30）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

・都道府県の予防計画の内容のうち、感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する重要事項に係る規定（10条2項4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・予防計画の公表に係る規定（10条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（31）健康増進法（平14法103）

・都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の公表に係る規定（8条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（32）次世代育成支援対策推進法（平15法120）

・市町村行動計画及び都道府県行動計画の公表に係る規定（8条5項及び9条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・市町村行動計画及び都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況の公表に係る規定（8条6項及び9条6項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。

（33）障害者自立支援法（平17法123）

・市町村障害福祉計画の内容のうち、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項及びその他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定（88条2項2号から4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務に係る規定（88条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（88条7項）に関し、当該計画の内容のうち、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項並びにその他障害

福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項（同条２項２号から４号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。

- ・都道府県障害福祉計画の内容のうち、都道府県が定める区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策及び指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項、指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項並びにその他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定（89条２項２号、３号及び５号から７号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（３４）がん対策基本法（平 18 法 98）

- ・都道府県がん対策推進計画の公表に係る規定（11条３項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・都道府県がん対策推進計画に関し、少なくとも５年ごとに検討を加え、必要があると認めるときにこれを変更する義務に係る規定（11条４項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（３５）救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平 19 法 103）

- ・都道府県が医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定める場合の当該医療計画の内容のうち、都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項及び関係者の連携に関する事項に係る規定（５条１項１号及び３号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

〔環境省〕

（１１９）大気汚染防止法（昭 43 法 97）

- ・都道府県の指定ばい煙総量削減計画の公告に係る規定（５条の３第４項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（１２０）公害防止事業費事業者負担法（昭 45 法 133）

- ・地方公共団体である施行者の費用負担計画の内容のうち、公害防止事業の実施に必要な事項に係る規定（６条２項５号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・費用負担計画の要旨の公表に関する規定（６条５項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（１２１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

- ・都道府県の廃棄物処理計画の内容のうち、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項に係る規定（５条の５第２項５号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・都道府県の廃棄物処理計画の公表に係る規定（５条の５第４項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・市町村の一般廃棄物処理計画の内容のうち、一般廃棄物の処理に関し必要な事項に係る規定（６条２項６号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・市町村の一般廃棄物処理計画の公表に係る規定（６条５項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（１２２）水質汚濁防止法（昭 45 法 138）

- ・都道府県の総量削減計画の公告に係る規定（４条の３第５項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・生活排水対策推進市町村の生活排水対策推進計画の内容のうち、生活排水対策に係る啓発に関する事項及び生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項に係る規定（14条の８第２項３号及び４号）は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（１２３）農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭 45 法 139）（農林水産省と共管）

- ・都道府県知事の農用地土壌汚染対策計画の内容のうち、必要な事項に係る規定（５条２項４号）は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（１２４）動物の愛護及び管理に関する法律（昭 48 法 105）

- ・都道府県の動物愛護管理推進計画の内容のうち、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項及び動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項に係る規定（６条２項３号及び５号）は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・都道府県の動物愛護管理推進計画の公表に係る規定（６条４項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

る。

(125) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)

・関係府県の瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の公表に係る規定(4条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・関係府県の指定物質削減指導方針の内容のうち、指定物質の削減に関する指導の方針以外の事項に係る規定(12条の4第2項)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(126) 湖沼水質保全特別措置法(昭59法61)

・都道府県の湖沼水質保全計画の内容のうち、湖沼の水質の保全のために必要な措置に関する事項に係る規定(4条3項5号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県の湖沼水質保全計画の公表に係る規定(4条7項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・都道府県の湖沼総量削減計画の内容のうち、当該総量削減指定地域における削減の目標、目標年度及び目標達成の方途以外の事項に係る規定(23条2項)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県の流出水対策推進計画の内容のうち、流出水対策に係る啓発に関する事項及び流出水対策の実施の推進のために必要な措置に関する事項に係る規定(26条2項3号及び4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(127) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)

・都道府県の窒素酸化物重点対策計画の内容のうち、窒素酸化物重点対策の実施のために必要な措置に関する事項に係る規定(16条2項4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県の粒子状物質重点対策計画の内容のうち、粒子状物質重点対策の実施のために必要な措置に関する事項に係る規定(18条2項4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(128) 環境基本法(平5法91)

・関係都道府県の公害防止計画の作成に係る規定(17条3項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(129) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平6法9)

・都道府県知事の水質保全計画の内容のうち、指定水域の水質の保全のために必要な措置に関する事項に係る規定(5条2項6号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県の水質保全計画の公表に係る規定(5条10項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(130) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)

・市町村分別収集計画の内容のうち、容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項に係る規定(8条2項7号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・市町村の市町村分別収集計画の公表に係る規定(8条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・都道府県分別収集計画の内容のうち、分別収集の促進に関する事項に係る規定(9条2項4号(ただし、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進を除く。))は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県の都道府県分別収集計画の公表に係る規定(9条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(131) ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)

・都道府県が総量削減計画を策定する場合における公聴会の開催に係る規定(11条2項)は、廃止又は例示化する。

・都道府県の総量削減計画の公告に係る規定(11条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・都道府県が土壌汚染対策計画を策定する場合における公聴会の開催に係る規定(31条3項)は、廃止又は例示化する。

(132) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)

・都道府県等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の内容のうち、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実か

つ適正な処理の推進に関し必要な事項に係る規定（7条2項3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の公表に係る規定（7条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（133）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平14法88）

・都道府県の鳥獣保護事業計画の内容のうち、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項及びその他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項に係る規定（4条2項8号及び10号）は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県の鳥獣保護事業計画の公表に係る規定（4条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

・都道府県の特定鳥獣保護管理計画の内容のうち、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項に係る規定（7条2項7号）は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・都道府県の特定鳥獣保護管理計画を策定又は変更する場合における公聴会の開催に係る規定（7条4項）は、廃止又は例示化する。

・都道府県の指針案の縦覧の期間に係る規定（28条4項）は、廃止又は例示化する。

・都道府県の鳥獣保護区の指定又は変更に関する公聴会の開催に係る規定（28条6項）は、廃止又は例示化する。

（134）特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平15法98）

・都道府県等の実施計画の公表に係る規定（4条6項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（135）エコツーリズム推進法（平19法105）（文部科学省、農林水産省、国土交通省と共管）

・エコツーリズム推進協議会の全体構想の内容に係る規定（5条3項）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

・全体構想の公表に関する規定（5条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

イ) 権限移譲を行うもの

①すべての市町村へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

（2）身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談への対応及び身体に障害のある者の更生のための援助（身体障害者福祉法（昭24法283）12条の3第1項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助（知的障害者福祉法（昭35法37）15条の2第1項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

（3）未熟児の訪問指導等

都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理している低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等（母子保健法（昭40法141）18条、19条1項、20条1項）については、すべての市町村へ移譲する。

（4）育成医療の支給認定等

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給（障害者自立支援法（平17法123）54条1項、58条1項）については、すべての市町村へ移譲する。

② すべての市へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

(2) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、墓地の区域、納骨堂及び火葬場の施設の変更、墓地、納骨堂及び火葬場の廃

止の許可並びにこれらの許可の取消し（墓地、埋葬等に関する法律（昭23法48）10条1項及び2項、19条）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び保健所設置市の長が処理している火葬場への立入検査並びに墓地、納骨堂及び火葬場への報告の要求並びに施設の整備改善、使用制限及び禁止命令（墓地、埋葬等に関する法律18条1項、19条）については、すべての市へ移譲する。

(3) 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収及び検査、業務停止命令等並びに解散命令（社会福祉法（昭26法45）31条1項、56条1項、3項及び4項）については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものに関するものに限り、すべての市へ移譲する。

(4) 簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査

都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している簡易専用水道の給水停止命令並びに簡易専用水道設置者からの報告の徴収及び立入検査（水道法（昭32法177）37条、39条3項）については、すべての市へ移譲する。

〔環境省〕

(26) 騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視

ア 都道府県知事並びに指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が処理している騒音に係る規制地域の指定及び規制基準の設定（騒音規制法（昭43法98）3条1項、4条1項）については、すべての市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市、中核市、特例市及び特別区の長並びに政令で定める市の長が処理している自動車騒音の状況の常時監視（騒音規制法18条1項）については、すべての市へ移譲する。

(27) 悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定

都道府県知事並びに指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が処理している悪臭に係る規制地域の指定及び規制基準の設定（悪臭防止法（昭46法91）3条1項、4条1項）については、すべての市へ移譲する。

(28) 振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定

都道府県知事並びに指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が処理している振動に係る規制地域の指定及び規制基準の設定（振動規制法（昭51法64）3条1項、4条1項）については、すべての市へ移譲する。

(29) 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

都道府県知事が処理している騒音に係る環境基準の地域類型の指定（環境基本法（平5法91）16条2項）については、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除き、すべての市へ移譲する。

③ 特例市へ移譲する事務

〔環境省〕

(1) 一般粉じん発生施設設置の届出受理、基準適合命令等、報告徴収、立入検査

ア 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び政令で定める市の長が処理している一般粉じん発生施設設置の届出の受理、基準適合命令等並びに報告の徴収及び立入検査（工場に係る事務を除く。大気汚染防止法（昭43法97）18条1項、18条の4、26条1項）については、特例市へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している一般粉じん発生施設設置の届出の受理、基準適合命令等並びに報告の徴収及び立入検査（工場に係る事務に限る。大気汚染防止法18条1項、18条の4、26条1項）については、特例市へ移譲する。

(2) 一般粉じん発生施設に係る公害防止統括者等の選任等の届出受理、解任命令、報告徴収、立

入検査

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している一般粉じん発生施設に係る公害防止統括者等の選任等の届出の受理、解任命令、報告の徴収及び立入検査（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭46法107）3条3項、4条3項において準用する3条3項、5条3項において準用する3条3項、10条、11条1項）については、特例市へ移譲する。

④ 指定都市及び中核市へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

（１） 有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令

都道府県知事が処理している有料老人ホーム設置の届出の受理、報告の徴収及び立入検査並びに改善命令（老人福祉法（昭38法133）29条1項、29条7項及び9項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

（２） 指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可（介護保険法（平9法123）41条1項、48条1項、94条1項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

なお、介護専用型特定施設入居者生活介護及び混合型特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定、指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の許可に際して都道府県知事の同意を要することとする。

イ 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設の開設者等、介護老人保健施設の開設者等及び指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告の命令及び立入検査等、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設の開設者、介護老人保健施設の開設者及び指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令並びに指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の指定の取消し等（介護保険法76条1項、76条の2第3項、77条1項、90条1項、91条の2第3項、92条1項、100条1項、103条3項、104条1項、112条1項、113条の2第3項、114条1項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

（３） 指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに指定相談支援事業者の指定（障害者自立支援法（平17法123）29条1項、32条1項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。なお、これらの指定に際して都道府県知事の同意を要することとする（指定障害福祉サービス事業者の指定については、特定障害福祉サービスに係るものに限る。）。

イ 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設の設置者等及び指定相談支援事業者等に対する報告の命令及び立入検査等、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者に対する勧告並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の取消し等（障害者自立支援法48条1項、3項及び4項、49条1項、2項及び3項、50条1項、3項及び4項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

⑤ 保健所設置市及び特別区へ移譲する事務

〔厚生労働省〕

（１） 理容所の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による理容所以外の場所で理容の業務を行うことができる場合並びに理容の業及び理容所に係る衛生措置基準の制定（理容師法（昭22法234）6条の2、9条、12条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

（２） 興行場の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による興行場の構造設備等及び衛生措置の基準の制定（興行場法（昭23法137）2条2項、3条2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(3) 旅館の構造設備基準及び衛生措置基準の設定等

ア 都道府県並びに指定都市及び中核市の条例による施設の構造設備の基準の制定（旅館業法（昭23法138）3条2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

イ 都道府県の条例による社会教育施設で学校及び児童福祉施設に類するもの、衛生措置の基準並びに宿泊を拒むことができる事由の制定（旅館業法3条3項、4条2項、5条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(4) 公衆浴場の衛生等措置基準の設定等

都道府県の条例による公衆浴場の配置基準並びに衛生及び風紀に必要な措置の基準の制定（公衆浴場法（昭23法139）2条3項、3条2項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(5) クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定

都道府県の条例によるクリーニング業を営む者が講ずべき措置の基準の制定（クリーニング業法（昭25法207）3条3項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(6) 毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等

都道府県知事が処理している業務上取扱者の届出の受理、廃棄物の回収等の命令、報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物劇物等の収去、不適当な毒物劇物取扱責任者の変更命令並びに違反していると認める業務上取扱者に対する必要な措置の命令（毒物及び劇物取締法（昭25法303）22条1項、22条4項において準用する15条の3、17条2項及び19条3項、22条5項において準用する17条2項、22条6項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(7) 美容所の衛生措置基準の設定等

都道府県の条例による美容所以外の場所で美容の業務を行うことができる場合並びに美容の業及び美容所に係る衛生措置基準の制定（美容師法（昭32法163）7条、8条、13条）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(8) 薬局の開設の許可、製造販売業等の許可、薬局開設者等からの報告徴収、立入検査等

都道府県知事が処理している薬局の開設の許可、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可、薬局製造販売医薬品の製造業の許可、薬局開設者等からの報告徴収及び立入検査、薬局開設者等に対する廃棄等の措置命令、構造設備の改善命令及び使用禁止命令並びに業務停止命令及び許可の取消し（薬事法（昭35法145）4条1項、12条1項、13条1項、69条2項、70条1項、72条4項、75条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

(9) 結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している結核指定医療機関の指定、指定の取消し、報告の徴収及び立入検査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）38条2項及び9項、43条1項）については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

⑥ 基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うもの

〔厚生労働省〕

(1) 児童福祉施設の設置認可等（児童福祉法（昭22法164）35条4項等）〔特例市又はすべての市へ移譲〕

(2) 身体障害者手帳の交付（身体障害者福祉法（昭24法283）15条4項）〔すべての市へ移譲〕

(3) 第一種社会福祉事業の許可等（社会福祉法（昭26法45）62条1項等）〔すべての市へ移譲〕

(4) 専用水道の給水開始の届出受理等（水道法（昭32法177）34条1項）〔すべての市へ移譲〕

(5) 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可等（老人福祉法（昭38法133）15条4項等）〔すべての市へ移譲〕

(6) 有料老人ホーム設置の届出受理等（老人福祉法（昭38法133）29条1項等）〔すべての市へ移譲〕

(7) 母子・寡婦福祉資金の貸付（母子及び寡婦福祉法（昭39法129）13条等）〔すべての市へ移譲〕

議]

(8) 指定居宅サービス事業者等の指定等（介護保険法（平9法123）41条1項等）[すべての市へ移譲]

2 国会審議

第2次一括法案は、平成23年3月11日に閣議決定されたものの、東日本大震災により、同年4月5日に国会に提出された。

衆議院総務委員会（平成23年8月2日付託）

委員会審査経過

平成23年8月2日（火）	委員会	趣旨説明聴取
平成23年8月9日（火）	委員会	政府参考人出頭要求決議・質疑
平成23年8月11日（木）	委員会	質疑・討論・採決・附帯決議
議決日	平成23年8月11日（木）	
議決結果	可決	
会派態度	多数 賛成会派	民主、自民、公明、社民、みんな
反対会派	共産	
附帯決議	古賀敬章君外2名（可決）	

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。
- 二 地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。
- 三 地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方の寄附等を前提とする不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないよう、各府省等の遵守を継続的に監視するための措置を含む十分な担保措置を講ずるとともに、地方公共団体が不適切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すること。
- 四 基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずること。
- 五 基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

特に、国の出先機関の見直しについては、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の見直しを進め、これを地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮して移譲を行うこととするとともに、これを引き続き出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

衆議院本会議議決日（平成23年8月11日）

議決結果 可決

会派態度	多数	賛成会派	民主、自民、公明、社民、みんな、国民、日本、国守
反対会派	共産		

参議院総務委員会（平成 23 年 8 月 19 日付託）

委員会審査経過

平成 23 年 8 月 25 日（木）	委員会	趣旨説明聴取・質疑
平成 23 年 8 月 26 日（金）	委員会	討論・採決・附帯決議

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を發揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。
- 二、地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。
- 三、地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方公共団体の寄附等を前提とする不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないように、各府省等の行為を継続的に監視するための立法措置を含む十分な担保措置を講ずること。また、地方公共団体が不適切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すること。
- 四、基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずるとともに、都道府県による市町村に対する情報提供や人材育成等を支援すること。
- 五、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

特に、国の出先機関の見直しについては、地方の意見・要望を踏まえつつ、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の見直しを進め、地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に充分配慮するとともに、引き続き国の出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

右決議する。

議決日 平成 23 年 8 月 26 日

議決・継続結果 可決

参議院本会議経過

議決日 平成 23 年 8 月 26 日

議決 可決

採決態様 多数（共産党を除く賛成多数）

国会審議では、（１）従うべき基準の数量と水準、（２）住民の計画策定手続への参加・参画及び（３）権限の委譲と専門性という点について、重要な質問が行われている。

(1) 従うべき基準の数量と水準

- ・第 177 国会衆議院総務委員会議録第 26 号（平成 23 年 8 月 9 日）
- 稲津久（公明党） 従うべき基準について、地方分権改革推進委員会の第三次勧告におきまして、「条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべき」とあるが、第一次一括法でも従うべき基準が余りにも多いのではないか。
- 逢坂大臣政務官 「私自身も、この従うべき基準というものはなるべく少なくすべきだというふうに思っております。国において本当に必要だというようなものに限って従うべき基準というものは設けていくことが大切だろうというのが、基本的な考え方であります」。「そうはいうものの、国としてある一定の、一律の質的な確保が必要な分野というものはあるのではないかと、そこについては従うべき基準というものを設けた方がよいのではないかと議論も随分ございまして、今回の場合、例えば保育室の面積ですとか保育士の配置数の基準など、これらについては従うべき基準というふうになった」。
- ・第 177 国会参議院総務委員会議録 23 号（平成 23 年 08 月 25 日）
- 山下芳生君 今回、保育所最低基準を、従うべき基準として単にスライドさせるだけではなくて、この改正の際になぜ引き上げなかったのか。
- 副大臣（小宮山洋子君） 「面積や人員配置の基準を引き上げるべきとの御指摘につきまして、私自身もそう思いますが、現在検討中の子ども・子育て新システムで、全ての子供の健やかな育ちを支えるため、現行の基準を基礎として質の確保された学校教育、保育を保障するとともに、職員配置の充実などの更なる質の向上についても恒久的な財源を確保しながら実施することとしています」。

(2) 住民の計画策定手続への参加・参画

- ・第 177 国会衆議院総務委員会議録第 26 号（平成 23 年 8 月 9 日）
- 重野安正（社会民主党） 社会福祉法の 107 条では市町村地域福祉計画について、市民や当事者、関係団体の意見反映すること、計画内容公表を義務付けている。社会福祉法もあわせて、これらの計画の策定義務や意見反映義務、公開義務をなぜ努力義務としたのか。
- 岡本大臣政務官 「地域における特色をとらえて、将来を見据えたさまざまな特色ある取り組みが行われている状況の中」、「地方公共団体みずからの判断と責任において行政を実施することにより、地域の实情に合った最適な行政サービスの提供を実現することを目指す、そして、その中で、地方公共団体の事務に係る国の義務づけの見直し等を行うとされたところでありまして、こうした考えのもと、このたび、今御指摘の社会福祉法第百七条におきます市町村地域福祉計画の策定に係る現行の義務規定についても、努力義務規定というふうに変えた」。また、市町村地域福祉計画について、「義務づけがあったからというだけではなくて、地域にとって必要な計画を定めるに当たって、地域の皆さんの声を聞いていくということはこれまでもさまざまに行ってきたところであり、これが努力義務規定になったからといって、地域住民の意見や考えを無視したものができるといふことにはならない」。
- ・第 177 国会衆議院総務委員会議録第 27 号（平成 23 年 8 月 11 日）
- 塩川委員 計画等の公表義務規定を努力義務化することにかかわって、「一括法案で計画公表の義務が努力義務になる一方で、都道府県の情報公開条例においては計画の公表義務規定がほとんどない。これは、住民にとっては自治体の情報公開の後退にしかならない」ことになりはしないか。
- 片山国務大臣 「今回の改正法が成立をいたしますと、先ほど来出ております個別の法

律の中に規定しておりました公表義務というものが努力義務に変わりますので、自治体においてはそれぞれ、この問題について今後どうするかということの点検、見直しが当然行われなければいけません。「その際に、特に弱い立場の方々に関する施策については、先ほどの住民の意見を聞くということと公表するということは、自治体の議会において、単に努力じゃなくて、きちっと条例において公表を義務づけることを当然定められるべきだと私は思います」。

「権限移譲とか関与の廃止ということは、行政レベルで政府の関与をなくし、判断権を自治体に移すということが一般的に言われておりますけれども、本来は国会が持っている判断権、立法権というものがその分野においては自治体の議会の立法権に移るということでもありますので、今回、国会は義務を外して努力義務にするということ、それを受けて今度は自治体がそれぞれに判断をして、恐らく弱者の皆さんに関することについては、私は、きちっとこれを自治体の議会でもって法制化するということが行われると思いますし、ぜひそういう作業を自治体には行っていただきたい」。

(3) 権限の委譲と専門性

・第 177 国会参議院総務委員会会議録 23 号（平成 23 年 08 月 25 日）

○又市征治君 子育て関係で、低体重児の届出年間 10 万人と未熟児の訪問指導年間 56000 人を一般市町村に移譲するわけだが、人口や人材の少ない市町村では、十分な指導ができるか。府県による人材プールなど支援体制が必要だと思うが、財政面を含めてどうか。

○政府参考人（石井淳子君） 「現在でも出生届の受理や新生児の訪問指導といった今般移譲されようとしている事務に非常に関係の深い事務を市町村が事務として現実実施」している。「未熟児の訪問指導は、新生児の訪問指導と同様、基本的には保健指導の専門家であります保健師が担うというふうに考えられることから、基本的にはほとんど全ての自治体で対応できる、市町村で対応できる」。ただ、「新たな事務でもございますし、また市町村の保健師にとってみても、現在行っている事務よりもやはり専門性がより必要とされるといったような面がありますので、人口や人材の少ない小規模な市町村でどうだろうかという不安があるのも事実だろう」。そこで都道府県によるバックアップ体制が必要であると思う。母子保健法八条では、都道府県は市町村の求めに応じ技術的な助言等を行う旨の規定もあり、この規定に沿ってしっかり対応いただきたい。

二 制度の内容

1 第 2 次一括法による義務づけ・枠付け等の見直し

(1) 施設・公物設置管理の基準

厚生労働省関係

法律名	条項	改正概要と対応する基準	国の基準	条例制定主体
児童福祉法	21 条の 5 の 15 第 2 項	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項 *児童福祉法施行規則で対応（H23/12/21 公布）	従うべき	都道府県・指定都市・児童相談所設置市

児童福祉法	24条の9第2項	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により準用規定となった。 *児童福祉法施行規則で対応（H23/12/21 公布）	従うべき	都道府県・指定都市・児童相談所設置市
食品衛生法	29条1・3項	食品衛生検査施設の設備（従うべき基準）及び職員配置（参酌基準）に関する基準 *食品衛生法施行令・施行規則で対応（H23/12/21 公布）	従うべき・参酌	都道府県・指定都市・中核市
食品衛生法	29条2・3項	食品衛生検査施設の設備（従うべき基準）及び職員配置（参酌基準）に関する基準 *食品衛生法施行令・施行規則で対応（H23/12/21 公布）	従うべき・参酌	保健所設置市・特別区
医療法	7条の2第4項	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準 *医療法施行規則で対応（H23/12/21 公布）	従うべき	都道府県
医療法	7条の2第5項	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準 *医療法施行規則で対応（H23/12/21 公布）	従うべき	都道府県
医療法	18条	病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準 *医療法施行規則で対応（H23/12/21 公布）	従うべき	都道府県・保健所設置市・特別区
医療法	21条1項	病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準（薬剤師、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士及び栄養士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準）・診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定、事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定（参酌基準））並びに病院の施設の一部に関する基準（参酌基準） *医療法施行規則で対応（H23/12/21 公布）	従うべき・参酌	都道府県
医療法	21条2項	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準（看護師及び准看護師の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準）・事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定（参酌基準））並びに療養病床を有する診療所の施設の一部に関する基準（参酌基準） *医療法施行規則で対応（H23/12/21 公布）	従うべき・参酌	都道府県
生活保護法	39条	保護施設の設備及び運営に関する基準（医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・施設の利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準）） *救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準で対応（平 23/12/21 公布）	従うべき・標準・参酌	都道府県・指定都市・中核市

社会福祉法	65条2項	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準（医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・施設の利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））	従うべき 標準・参酌	都道府県・指定市・中核市
水道法	12条1項	水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準	参酌	都道府県・市町村
水道法	12条2項	水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準	参酌	都道府県・市町村
水道法	19条3項	水道技術管理者の資格に関する基準	参酌	都道府県・市町村
職業能力開発促進法	19条1項	公共職業能力開発施設における職業訓練生の数については厚生労働省令で定める基準を標準とし（標準）、その他の実施に関する厚生労働奨励で定める基準を参酌する（参酌基準）	標準・参酌	都道府県・市町村
職業能力開発促進法	23条1項	無料の公共職業訓練の範囲に関する基準 *職業能力開発促進法施行規則で対応（平23/12/21公布）	参酌	都道府県・市町村
職業能力開発促進法	28条1項	公共職業訓練のうち普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準 *職業能力開発促進法施行規則で対応（平23/12/21公布）	従うべき	都道府県・市町村
職業能力開発促進法	30条の2第1項	公共職業訓練のうち高度職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準 *職業能力開発促進法施行規則で対応（平23/12/21公布）	参酌	都道府県
介護保険法	70条2項	指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 *指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で対応（平24/1/30公布）	従うべき	都道府県・政令都市・中核市
介護保険法	78条の2第1項	指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準 *本条項は第二次勧告による	従うべき	市町村
介護保険法	78条の2第4項	指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 *本条項は第二次勧告による *指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で対応（平24/1/30公布）	従うべき	市町村
介護保険法	115条の2第2項	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 *本条項は第二次勧告による *指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で対応（平24/1/30公布）	従うべき	都道府県・指定都市・中核市
介護保険法	115条の12第2項	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 *本条項は第二次勧告による *指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で対応（平24/1/30公布）	従うべき	市町村
介護保険法	86条1項	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準	従うべき	都道府県・指定都市・中核市

介護保険法	74条1項	<p>指定居宅サービスに従事する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））</p> <p>* 第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>* 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で対応（平 23/10/7&平 24/3/13 公布）</u></p>	従うべき	指定都市・中核市
介護保険法	74条2項	<p>指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））</p> <p>* 第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>* 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で対応（平 23/10/7&平 24/3/13 公布）</u></p>	従うべき 標準 参酌	指定都市・中核市
介護保険法	88条1項	<p>指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））</p> <p>* 第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>* 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準で対応（平 23/10/7&平 24/3/13 公布）</u></p>	従うべき	指定都市・中核市
介護保険法	88条2項	<p>指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））</p> <p>* 第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>* 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準で対応（平 23/10/7&平 24/3/13 公布）</u></p>	従うべき 参酌	指定都市・中核市
介護保険法	97条1項	<p>介護老人保健施設が有しなければならない施設に関する基準（療養室、診療室及び機能訓練室を除く。）</p> <p>* 第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>* 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準で対応（平 23/10/7&平 24/3/13 公布）</u></p>	参酌	指定都市・中核市
介護保険法	97条2項	<p>介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））</p> <p>* 第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>* 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準で対応（平 23/10/7&平 24/3/13 公布）</u></p>	従うべき	指定都市・中核市
介護保険法	97条3項	<p>介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））</p> <p>* 第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>* 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準で対応（平 23/10/7&平 24/3/13 公布）</u></p>	従うべき 参酌	指定都市・中核市

介護保険法*	110条1項	<p>指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））</p> <p>*第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>*指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準で対応（平23/10/7&平24/3/13公布）</u></p>	従うべき	指定都市・中核市
介護保険法*	110条2項	<p>指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））</p> <p>*第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>*指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準で対応（平23/10/7&平24/3/13公布）</u></p>	従うべき・参酌	指定都市・中核市
介護保険法	115条の4第1項	<p>指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））</p> <p>*第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>*指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で対応（平23/10/7&平24/3/13公布）</u></p>	従うべき	指定都市・中核市
介護保険法	115条の4第2項	<p>指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））</p> <p>*第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>*指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で対応（平23/10/7&平24/3/13公布）</u></p>	従うべき・標準・参酌	指定都市・中核市
障害者自立支援法	36条3項	<p>指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準</p> <p><u>*障害者自立支援法施行規則で対応（平23/12/21）</u></p>	従うべき	都道府県・指定都市・中核市
障害者自立支援法	43条1項	<p>指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））</p> <p>*第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>*障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準で対応（平23/10/7公布）</u></p>	従うべき	指定都市・中核市
障害者自立支援法	43条2項	<p>指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））</p> <p>*第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。</p> <p><u>*障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準で対応（平23/10/7公布）</u> 済み</p>	従うべき・標準・参酌	指定都市・中核市

障害者自立支援法	44条1項	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準）） * 第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。 * <u>障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u> で対応（平 23/10/7 公布）	従うべき	指定都市・中核市
障害者自立支援法	44条2項	指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準）） * 第一次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限委譲に伴い、条例委任先を追加するもの。 * <u>障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u> で対応（平 23/10/7 公布）	従うべき・参酌	指定都市・中核市

* 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法

環境省関係

法律名	条項	改正概要と対応する基準	国の基準	条例制定主体
廃棄物処理及び清掃に関する法律	21条3項	一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準 * <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</u> で対応（平 23/11/30 公布）	参酌	市町村
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	15条13項 34条5項	指定猟法禁止区域及び休猟区に設置する標識の表示に関する基準のうち、寸法に係る基準 * <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u> で対応（平 23/11/30 公布）	参酌	都道府県

(2) 協議、同意、許可・認可・承認の見直し

厚生労働省関係

法律名	条項	改正概要
社会福祉法	14条8項	町村が福祉に関する事務所を設置・廃止する場合に必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議化
社会福祉法	73条	社会福祉事業を目的とする寄付金募集に関する都道府県知事・厚生労働大臣による事前の許可の廃止
職業能力開発促進法	16条2・3項	公共職業能力開発施設の設置に際し厚生労働大臣の同意を要する協議の廃止
職業能力開発促進法	24条4項	都道府県知事による高度職業訓練の認定・その取消しにあたって厚生労働大臣の同意を要する協議の廃止

環境省関係

法律名	条項	改正概要
温泉法	3条3項・12条2項	都道府県知事が行う土地の掘削許可及び温泉の採取制限命令を行う場合の経済産業局長への協議廃止
自然公園法	10条2項	公共団体による国立公園事業の一部執行につき同意を要しない協議化
自然公園法	12条	公共団体が合併等により国立公園事業者の地位を承継する場合の環境大臣との同意を要しない協議化

大綱での指摘無し

自然公園法	16条2項	都道府県以外の地方公共団体等が国定公園事業の一部を執行につき同意を要しない協議化
自然公園法	20条5項・21条5項・22条5項	都道府県知事が特別地域、特別保護地区または海城公園地区に指定されている国定公園について許可しようとするときで一定の場合、同意を要しない協議化
自然公園法	68条2項	都道府県知事が国定公園について国の機関から競技を受けたときで一定の場合の同意を要しない協議化
自然環境保全法	16条2項・24条2項	地方公共団体が厳正自然環境保全地域及び自然環境保全地域で保全事業の一部を執行するとき、環境大臣の同意を要しない協議化
自然環境保全法	21条1項	地方公共団体が原生自然環境保全地域等で許可を要する行為をしようとするとき、環境大臣の同意を要しない協議化
瀬戸内海環境保全特別措置法	4条2・3項	府県計画を都道府県知事が定めるとき、環境大臣の同意を要しない協議化
湖沼水質保全特別措置法	4条5項	湖沼水質保全計画を定めるとき、環境大臣の同意を要しない協議化
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	54条2項	地方公共団体が行う一定の国内希少野生動植物等の生きている固体の捕獲等を行おうとするとき、同意を要しない協議化
環境基本法	17条3項	公害防止計画を作成するとき、環境大臣の同意を要する協議を廃止
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	9条14項	国内希少野生動植物等である鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等について、地方公共団体が環境大臣に協議し同意を得たときに許可を不要とする部分の同意を廃止
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	28条の2第3項・4項	地方公共団体が国指定の鳥獣保護区で保全事業の一部を実施する場合、環境大臣の同意を要しない協議化、及び、都道府県以外の地方公共団体による都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を実施する場合、都道府県知事の同意を要しない協議化

*大綱では一部事項について同意を要する協議の存置を定めていた。

*大綱不存在

(3) 計画等の策定及びその手続き

厚生労働省関係

法律名	条項	改正概要
地域保健法	21条3項	都道府県が定める人材確保支援計画について、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材確保または資質向上の基本的方針に関する事項を定める努力義務化
児童福祉法	18条の2	都道府県の児童委員の研修に関する計画作成義務の廃止
児童福祉法	56条の8	特定市町村の市町村保育計画の公表および実施状況の公表の努力義務化と公表回数の例示
児童福祉法	56条の9	特定都道府県の保育計画の公表および実施状況の公表の努力義務化と公表回数の例示
民生委員法	18条	都道府県知事に居る民生委員の指導訓練に関する計画樹立義務の廃止
社会福祉法	20条	都道府県知事、指定市・中核市の長による所属職員に対する社会福祉法等施行に関する事務について指導監督に必要な計画の樹立・実施の努力義務化

*大綱では、廃止・例示化・大枠化

社会福祉法	107条・108条	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画にかかる意見反映のための措置及び計画内容の公表の努力義務化
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	10条5項	都道府県献血推進計画の公表の努力義務化
母子及び寡婦福祉法	12条	都道府県等の母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定・変更の際、母子福祉団体以外の関係者の意見を反映させる措置及び内容の公表の廃止。
職業能力開発促進法	7条	都道府県職業能力開発計画の策定・事業主労働者等関係者の意見反映措置・計画公表の努力義務化及び計画内容の例示
勤労青少年福祉法	7条	都道府県勤労青少年福祉事業計画の内容の例示化及びその概要公表の努力義務化
高齢者の医療の確保に関する法律	9条	都道府県医療費適正化計画の一部例示化と公表の努力義務化
地域雇用開発促進法	5条・6条2項	地域雇用開発計画・地域雇用創造計画において定める事項の一部の努力義務化・廃止
地域雇用開発促進法	6条3項	市町村長・都道府県知事が地域雇用創造計画案の作成に際し必要な地域雇用創造協議会の事前協議を努力義務化
地域雇用開発促進法	6条4項	市町村長が地域雇用創造計画案を作成する際の関係都道府県知事の事前意見聴取を廃止
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律	4条2項	市町村整備計画において記載しなければならない事項を「おおむね」定めるものとするとした
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律	4条4項	市町村整備計画の公表義務の廃止
中小企業における労働力の確保および良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	4条4項	改善計画のうち、一定の事項記載のものを都道府県知事が認定しようとするときに必要となる厚生労働大臣への同意を要する協議について、当該事項以外の協議を廃止し、それのみを同意を要する協議対象とした。
水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	5条4項5号・8項	都道府県計画のうち地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき事項を廃止し、同計画の公表の努力義務化
水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	7条5項5号・9項	河川管理者事業計画のうち、河川水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき事項を廃止し、同計画の公表の努力義務化
林業労働力の確保の促進に関する法律	4条2項	基本計画に定める事項の一部を努力義務化
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	10条2項4号・6項	予防計画のうち、一部を努力義務化し、地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する重要事項について及び予防計画の公表について削除

大綱では廃止、例示化・大枠化

大綱では廃止、例示化・大枠化

*大綱では、廃止・例示化・大枠化

健康増進法	8条3項	都道府県・市町村健康増進計画の公表義務廃止
次世代育成支援対策推進法	8条・9条	都道府県・市町村行動計画、その実施状況の公表を努力義務化し、公表回数の例示化。
障害者自立支援法	88条2項	市町村障害福祉計画において、指定障害福祉サービス等の必要な見込み量の確保のための方策などに関する事項の努力義務化
障害者自立支援法	88条5項	市町村障害福祉計画の策定・変更時の住民の意見反映のための必要な措置の努力義務化
障害者自立支援法	88条8項	市町村障害福祉計画の策定・変更時における都道府県の意見聴取義務を各年度における指定障害者福祉サービス等の必要な量の見込みに限定化
障害者自立支援法	89条	都道府県障害福祉計画に定める事項の一部を努力義務化
がん対策基本法	11条2項・3項	都道府県がん対策推進計画の公表義務の廃止と同計画の変更の努力義務化
救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法	5条1項・2項	医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関し記載が義務づけられていた事項の一部の努力義務化

*大綱では、廃止・例示化・大枠化

環境省関係

法律名	条項	改正概要
大気汚染防止法	5条の3第4項	指定ばい煙総量削減計画の公表を努力義務化
公害防止事業費事業者負担法	6条2項5号	費用負担計画に定める事項のうち、公害防止事業の実施に必要な事項の削除
公害防止事業費事業者負担法	6条5項	費用負担計画の要旨公表を努力義務化
廃棄物処理及び清掃に関する法律	5条の5第2項5号・4項	都道府県廃棄物処理計画に掲げる事項の一部削除と同計画の公表の努力義務化
廃棄物処理及び清掃に関する法律	6条2項6号・5項	一般廃棄物処理計画に掲げる事項の一部削除と同計画の公表の努力義務化
水質汚濁防止法	4条の3第5項	都道府県知事の定める総量削減計画の公表を努力義務化
水質汚濁防止法	14条の9第2項	生活排水対策推進計画において定めることとされている事項の一部を努力義務化
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	5条2項4号	都道府県知事の定める農用地土壌汚染対策計画で定める事項のうち一部を廃止
動物の愛護及び管理に関する法律	6条2項・4項	動物愛護管理推進計画に定めることとされている事項の一部を努力義務化し、その計画の公表の努力義務化
瀬戸内海環境保全特別措置法	4条4項	府県計画の公表の努力義務化
瀬戸内海環境保全特別措置法	12条2項	指定物質削減指導方針において定めることとされている事項の一部を廃止
湖沼水質保全特別措置法	4条3項5号・7項	湖沼水質保全計画において定めることとされている事項の一部を廃止し、同計画の公表の努力義務化
湖沼水質保全特別措置法	23条2項	湖沼総量削減計画において定めることとされている事項の一部廃止

*大綱では、廃止・例示化・大枠化

湖沼水質保全特別措置法	26条2項	流出水対策推進計画において定めることとされている事項の一部を廃止・努力義務化
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	16条2項・18条2項	窒素酸化物重点対策計画・粒子状物質重点対策計画において定めることとされている一部を廃止
環境基本法	17条	環境大臣による公害防止計画の策定指示等を廃止し、その策定を都道府県知事の任意とする
特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	5条2項・10項	水質保全計画において定めることとされている事項の一部廃止と計画の公表の努力義務化
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	8条2項7号・4項	市町村文決修習計画において定めることとされている事項の一部廃止と公表の努力義務化
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	9条2項4号・5項	都道府県分別収集促進計画において定めることとされている事項の一部廃止と、その公表の努力義務化
ダイオキシン類対策特別措置法	11条2項・4項	都道府県知事が総量削減計画を策定するときに行うこととされている公聴会開催の規定を例示化し、同計画の公表の努力義務化
ダイオキシン類対策特別措置法	31条3項	都道府県知事がダイオキシン類土壤汚染対策計画を策定するときに行うこととされている公聴会開催を例示化
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	7条2項3号・3項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画において定めることとされている事項のうちの一部を廃止し、計画の公表の努力義務化
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	4条2項8～10号・4項	鳥獣保護事業計画において定めることとされている事項の一部を努力義務化し、計画の公表の努力義務化
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	7条2項7号・4項・7項	特定鳥獣保護管理計画において定めることとされている事項の一部を努力義務化し、利害関係人の意見聴取手続きにつき公聴会開催部分のみ削除し、計画の公表の努力義務化
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	28条4項・6項	都道府県の鳥獣保護区指定等に関する縦覧及び公聴会開催の例文化
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	4条6項	都道府県等の実施計画の公表の努力義務化
エコツアーリズム推進法	5条3項・4項	エコツアーリズム推進協議会の全体構想について定めることとされていた事項の例示化とその公表の努力義務化

*大綱では、廃止・例示化・大枠化

公聴会を開き、指定地域の住民の意見を聴かなければならないを必要な措置を講じなければならないに。

*大綱では、廃止・例示化・大枠化

(4) その他

厚生労働省関係

法律名	条項	改正概要
児童福祉法	21条の10の2第2項	母子保健法改正による未熟児訪問指導の主体が市町村に変更されるため、その訪問指導の際に乳児全戸訪問事業を行うことができるものとする。

大綱に不
権限委譲にあ
わせ
た修正

環境省関係

法律名	条項	改正概要
温泉法	34条2項・35条2項	経済産業局長の報告徴収・立入検査規定の削除
自然公園法	14条	国立公園事業に関する環境大臣の同意の失効・失効による届出に関する規定の削除
湖沼水質保全特別措置法	4条6項	湖沼水質保全計画を定める場合にする環境大臣の同意について、公害対策会議の議を経ることを意見聴取へと変更
環境基本法	17条4項	公害防止計画を定める場合にする環境大臣の同意について、公害対策会議の議を経ることを廃止

大綱に不
(2)同意を要
しない協議へ
の変更との
関連
大綱に不
(2)同意を要
しない協議へ
の変更との
関連
大綱に不
(2)同意を要
しない変更と
の関連
大綱に不
(2)同意を要
しない変更と
の関連

2 基礎自治体への権限委譲

厚生労働省関係

委譲（都道府県→保健所市）

法律名	委譲先	改正概要
理容師法	都道府県→保健所市	理容所の衛生措置基準の設定等
興行場法	都道府県→保健所市	興行場の衛生措置基準の設定等
旅館業法	都道府県ほか→保健所市	旅館の構造設備基準及び衛生措置基準の設定等
公衆浴場法	都道府県→保健所市	公衆浴場の衛生等措置基準の設定等
クリーニング業法	都道府県→保健所市	クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定
毒物及び劇物取締法	都道府県→保健所市	毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等
美容師法	都道府県→保健所市	美容所の衛生措置基準の設定等
薬事法	都道府県→保健所市	薬局の開設の許可、製造販売業等の許可、薬局開設者等からの報告徴収、立入検査等

委譲（都道府県→中核市）*政省令の改正

老人福祉法	都道府県→中核市	有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令
介護保険法	都道府県→中核市	指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等

障害者自立支援法	都道府県→中核市	指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等
----------	----------	------------------------------

委譲（中核市→保健所市）

法律名	委譲先	改正概要
感染症予防法	中核市→保健所市	結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等

委譲（中核市→市）

法律名	委譲先	改正概要
墓地埋葬法	中核市→市	墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等
社会福祉法	中核市→市	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等
社会福祉法	中核市→市	第二種社会福祉事業の届出受理等（隣保事業）

委譲（中核市→市町村）

法律名	委譲先	改正概要
身体障害者福祉法	中核市→市町村	身体障害者相談員への委託による相談対応、援助
知的障害者福祉法	中核市→市町村	知的障害者相談員への委託による相談対応、援助
障害者自立支援法	中核市→市町村	育成医療の支給認定等 *政省令の改正

委譲（保健所市→市町村）

法律名	委譲先	改正概要
母子保健法	保健所市→市町村	未熟児訪問指導等

委譲（保健所市→市）

法律名	委譲先	改正概要
水道法	保健所市→市	簡易専用水道の給水停止命令等

環境省関係

委譲（都道府県→市）

法律名	委譲先	改正概要
環境基本法	都道府県→市	騒音に係る環境基準の地域類型の指定

委譲（中核市→特例市） *政省令の改正

法律名	委譲先	改正概要
大気汚染防止法	中核市ほか→特例市	一般粉じん発生施設設置の届出受理、基準適合命令等、報告徴収、立入検査
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	中核市→特例市	一般粉じん発生施設に係る公害防止統括者等の選任等の届出受理、解任命令、報告徴収、立入検査

委譲（特例市→市）

法律名	委譲先	改正概要
-----	-----	------

騒音規制法	特例市ほか→市	騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視
悪臭防止法	特例市→市	悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定
振動規制法	特例市→市	振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定

三 解説

1 厚生労働省関係

(1) 基礎的自治体への権限委譲

第1次勧告では、住民の日常生活に最も密接する分野である福祉に係る事務については、市に委譲すること、福祉に係る事務のうち行為規制・高度な専門性が認められるものは特例市までに留めるべきかどうかを要検討という視点から、

- ・「すでに中核市で処理している事務、及び都道府県・指定都市で処理している事務であってもすでに市が処理している事務と密接に関連する事務」については市に、
- ・「指定介護保険事業者の指定、指導監督等に係る事務」については市まで、
- ・「指定障害福祉サービス事業者の指定、指導監督等に係る事務」については中核市まで（指定に限り都道府県の同意）、

委譲するなどを打ち出した。

また、同勧告では、医療・保険については、事務の広域性・高度な専門性が求められるものを除き市に、事務処理に高度な専門性が必要なものは保健所設置市に委譲し、広域的な総量規制が必要なものは都道府県が処理するという視点から、

- ・すでに保健所設置市で処理している事務であって、身近なところで処理することによりきめの細かい対応が必要なものは市まで、
- ・すでに保健所設置市で一部の対象にかかる事務を処理している場合における他の対象に係る事務であって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないもの、及びすでに届け出・許可・指導監督所の事務が保健所設置市で処理されている場合における基準設定事務では保健所設置市まで、

委譲するなどが打ち出された。

地域主権戦略大綱では、「住民の最も身近な行政主体である基礎自治体で物事を決定できるようにする」という近接性の原則をもとに、合併による基礎自治体の規模と能力の拡充を踏まえ、都道府県と市町村の事務配分について「補完性の原則」に基づいて見

直しをすることとした。他方で、事務処理体制、専門的知識や処理能力などの専門性や広域性の観点から、たとえば、特別養護老人ホームの設置認可（中核市まで→市まで；老人福祉法）、児童福祉施設の設置認可等（中核市まで→市まで；児童福祉法）などを除き、前記二-2のとおりとなった。なお、身体障害者手帳の交付（中核市まで→市まで；身体障害者福祉法）は、実態調査の結果、3割程度の市が「対応策を講じたとしても事務処理は困難」等と回答したため、障害者総合福祉法（仮称）の検討とあわせて引き続き検討とされた（第11回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（平成23年1月25日））。

（2）義務づけ・枠付けの見直し

義務づけ・枠付けの見直しに関する議論は、「あるべき国・地方の関係」に関する一定の将来像をもとに重要事項ごとに制度設計の観点から判断基準を立てた上で、個別条項の具体的結論を導き出す方法が採用された。全体的整合性を図る見地からはやむをえないとの指摘もある。しかし、他方で、個別条文の具体的検討を議論に出発点とはしていないため、それぞれの個性・歴史的経緯を十分反映していないとの批判もありうる場所である。とりわけ、厚生労働省関係では、福祉と衛生という人格的生存や健康という生存権にかかわる領域での変更であるため、現実を踏まえ、この見直しが人権保障として果たして十分機能する／しうるのか、国会審議においても、議論があった（また、意思決定過程への参加という点も重要。）。

厚生労働省関係における「施設・公物設置管理の基準」に関する従うべき基準の多さにも、その是非はともかく、この点は見受けられる。第3次勧告では、保育所等の児童福祉施設、特別養護老人ホーム、介護保険のサービス事業者等の設備・運営の基準について、勧告で許容しているものを除き、原則として参酌基準を採用すべきこととしていた。しかし、厚生労働省は、保育・介護・福祉の質等に深刻な影響が生じかねないもの、すなわち、「人員配置基準」・「居室面積基準」・「人権に直結する運営基準等」について、例外的に全国一律の最低基準を維持すべきであるから従うべき基準とするが、その割合は全基準の約12%に過ぎないとした（平成21年11月12日～16日の政務官折衝）。

地域の実情に即したサービスの提供を住民に対して責任をもって行う自治体が主体的に判断できるよう見直すという発想などから、厚生労働省に対して再考を促すものの、ナショナルミニマムの確保は国の責任であって全国一律の最低基準を国が定める必要があると従来の考え方に変化は見られなかった（平成21年12月1日副大臣合同会議）。そのため、12月末の予算編成などの事情から、まずは見直しの第一歩をふみだし、地域の実績を積み上げそれを踏まえて、更なる見直しを検討するとする方向性が取り入れ

られることになった。これをうけ、地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）では、「なお、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律における施設等基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する」旨盛り込まれた。

また、第 2 次見直しにあっても、「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）では、保育所の入所基準については幼保一体化、いわゆる「こども園（仮称）」の議論で「保育にかける」要件の撤廃などの議論があったため、また、福祉施設の正当に関する基準の見直しについて、前記同様、「なお、本大綱別紙 2 において、児童福祉施設の設置認可等、第一種社会福祉事業の許可等、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置認可等並びに指定居宅サービス事業者等の指定等について、基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うこととしていることから、その場合には、新たに認可、許可及び指定等を行うこととなる地方公共団体が当該施設の基準及びサービス事業者等の指定要件等の基準を条例で制定するための所要の法改正を行うものとする。また、食品衛生法、医療法、生活保護法、社会福祉法、介護保険法及び障害者自立支援法における施設等に関する基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する」とされている。

いずれにしても、自治体自身も、国民の人格的生存や身体・健康の保護に対し責任と義務を有するのであるから、条例内容を確定に当たってもそれに十分配慮したものでなければならない。また、それぞれの自治体における条例制定とその運用実績なども踏まえ、義務づけ・枠付けの見直しの継続的な検討と検証が今後とも必要となる。

2 環境省関係

（1）基礎的自治体への権限委譲

権限委譲の対象は、基本的には、公害対策であり、それは一般に地域性が強く、地域の実情を把握している自治体が施策を実施し、その責務を遂行するのに適している側面がある。とりわけ、騒音・振動・悪臭は、一般に、地域に偏在する問題であるといえる。

第一次勧告では、公害規制分野について、個別の事業活動規制に係る事務は市に委譲し、広域的な総量規制が必要な事務は都道府県が処理することを視点を、大気汚染等に防止のための個別施設・事業所等への指導監督等の事務のうち、その処理に高い専門性が必要なものは、その目的・効果が当該団体の区域を越えるものであって基準を明確にすることが困難であるため、公害の状況に応じた臨機応変な対応の必要性が高いものを

除き特例市まで、それ以外のもの及び騒音等の身近な公害に係る規制地域・規制基準の設定等の事務でその目的効果が当該団体の区域を越えないものを市まで委譲することとされていた。

上記で委譲されたもののほか、ダイオキシン類発生施設と浄化槽の届出受理等については引き続き検討とされ、騒音・振動・悪臭に係る規制地域の指定等を除き、勧告の一部が実施されている。

(2) 義務づけ・枠付けの見直し

環境省関連における義務づけ・枠付けの見直しについても、厚生労働省関係と同様、人の生命・身体及び健康を保護する観点（それが十分かどうかはひとまずおき）からナショナルミニマムを確保するための法制度の側面を有する。たとえば、公害防止経計画は、公害から人の健康の保護を図るもので、国も大きな関心をもち、役割を担う対象であることが認められてきたため、公害対策基本法以来、存在している制度である。地域主権改革を受け、環境省に「公害防止計画制度のあり方に関する検討会」が設置され、同検討会の報告書「今後の公害防止計画制度のあり方について」（平成 22 年 3 月 30 日）では、現行の公害防止計画の策定手続において、環境大臣による策定指示や同意の手続が設けられている背景には、「公害防止対策の中に国の施策に直接関わる問題があり、また、公害から人の健康の保護を図る等ナショナルミニマムを確保するという考え方があったが、このようなこれまでの考え方等も踏まえ」、「公害防止対策の多くは、基本的に、地域ごとに、個別の公害分野ごとの制度の運用の中で対応しているが、PM2.5 等広範に影響を及ぼす公害への対応等もあり、国の役割の必要性は否定されるものではない」から、「公害防止計画制度における国と地方の役割分担については見直すことが必要であり、地方公共団体の主体的な計画策定を前提として、必要な範囲内で適切に国が役割を果たす仕組み」が必要であるとする。

環境省関係の法改正ではこのような計画等の策定及びその手続の見直し項目が多いが、自治体自身も、国民の生命・身体及び健康を保護する責任と義務を負担するのであるから、計画策定が任意化されたり、手続等が努力義務化されたとしても、それを十分に保障するための条例整備が必要になる。

なお、環境省関係では、水質汚濁防止法と自動車窒素酸化物・粒子状物質法で義務付けている事前協議は、国が定める全国レベルの汚染物質の排出削減目標を達成するために必要として、廃止を見送ることとされた。

四 地方自治法の関連

詳細は、詳論部分に譲るが、権限委譲については地方自治法 2 条 2 項以下（事務論）が、従うべき基準・標準・参酌基準は条例制定を要するので同法 14 条（条例制定権）が、そして、協議、同意、許可・認可・承認の見直しは、同法 245 条以下（関与）が重要な関連を有することになる。

なお、国会の質疑でもあったところであるが、基準設定にあたってのプロセスの工夫（住民対話など）や地域の実情の把握（適時・適切な基準の設定改訂）は今後重要な検証事項となろう。また、今回の義務づけ・枠付けの見直しでは、「条例への委任」という表現が多用されているが、この「委任」については内容を吟味する必要がある。すなわち、一般用語としての「委ねる」、「任せる」という意味であって、従来行政法学において用いられてきた「委任」とは異なる点に注意が必要である。